

山口・防府圏域地域医療・介護連携情報システムに関する協定書

山口市医師会 防府医師会 吉南医師会

山口・防府圏域地域医療・介護連携情報システムに関する協定書

山口市医師会、防府医師会及び吉南医師会（以下、「3医師会」という。）は、地域医療・介護連携情報システムについて、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、3医師会が、地域医療介護総合確保基金（以下、「基金」という。）を活用して、山口・防府圏域（以下、「圏域」という。）を対象とする地域医療介護連携情報システムを導入するために、相互に連携・協力して事業推進することを目的とする。

（協定の範囲）

第2条 この協定の範囲は、次のとおりとする。

- (1) 地域医療介護連携情報システムの導入及び運用方法に関すること
- (2) その他前条の目的を達成するために必要なこと

（推進体制）

第3条 地域医療介護連携情報システムの導入及び運用方法の策定に当たっては、3医師会を中心として、圏域内の基幹病院、介護関係機関及び行政に属するもの等関係者で構成される協議会を設置して推進するものとする。

（役割分担）

第4条 基金を活用して実施する事業に関する財務会計事務については、山口市医師会が代表して行うものとする。

2 前条の協議会運営に必要な業務等は、3医師会が協議の上、役割分担を決定するものとする。

（預金口座）

第5条 前条第1項に関する現金の出納は、新たに預金口座を設けて取り扱うものとする。

（連帯責任）

第6条 3医師会は、事業の執行に関して連帯して責任を負うものとする。

（疑義等の決定）

第7条 この協定書に定めのない事項又はこの協定書に関して疑義が生じたときは、3医師会が協議の上、これを定めるものとする。

この協定を締結するため、本書3通を作成し、3医師会が記名押印の上、各1通を保有する。

附 則

この協定は、締結の日から施行する。

平成29年 9月11日

山口市医師会会長 淵 上 泰 敬

防府医師会会長 神 徳 眞 也

吉南医師会会長 西 田 一 也